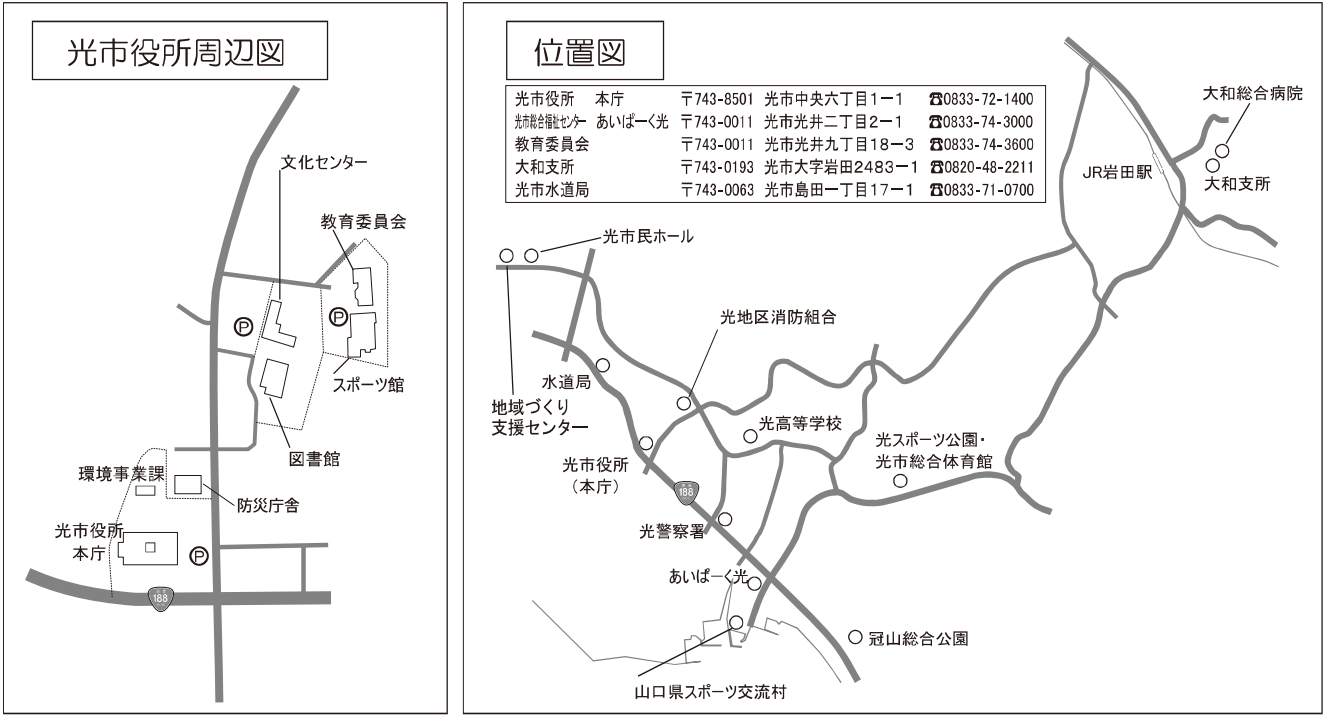




(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

電気	契約している電力会社	電話	加入している電話会社
インターネット	契約している業者	新聞	契約している新聞店
都市ガス	山口合同ガス	携帯電話	加入している電話会社
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社	郵便物の転送	最寄りの郵便局
ケーブルテレビ	契約している業者	運転免許証	最寄りの警察署
NHK	NHK		

＜お問合せ・ご意見窓口＞

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、
本庁1階の市民課戸籍住民係（☎0833-72-1421）
又は ☎0833-72-1422）までお寄せください。

「光市行政手続きガイド 死亡したとき」

死亡したときの主な手続き			
【記号の説明】			
●:持ち物のうち必ず必要なもの ▲:該当する場合のみ、必要となるもの 注:㊦マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。			
主な手続き:	手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1ページ	1 死亡届	●死亡届 * 死亡届の手続き後、『死体(死胎)火葬許可証』を交付しますので、斎場で提出してください。 * 斎場で受け取った『死体(死胎)火葬許可証』は納骨時に墓地または納骨堂の管理者に提出してください。	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1422 * 土日祝日・夜間は本庁1階当直のみ 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211 (斎場の連絡先) 御屋敷山斎場 下松市大字西豊井10154番2 ☎0833-41-3842
2ページ	2 印鑑登録証の返納	●印鑑登録証(カード)	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
3ページ	3 国民健康保険 ・保険証等の切替、返還 ・葬祭費の申請 死亡した日から14日以内にお手続きください。	●保険証又は資格確認書 ●世帯主及び対象者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ●申請者(喪主)名義の口座のわかるもの ●限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
3ページ	4 後期高齢者医療制度 ・葬祭費の申請 ・保険証等の返還 死亡した日から14日以内にお手続きください。	●申請者(喪主)名義の通帳 ●葬祭を行ったことが証明できるもの(会葬礼状や喪主の氏名が記載された葬祭の領収書・火葬許可書など) ▲保険証(後期高齢者医療被保険者証)又は資格確認書 ●限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証	本庁1階 窓口 ㊦ ㊧ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 ・遺族基礎年金裁定請求 ・寡婦年金裁定請求 ・死亡一時金 ・未支給年金請求 など	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ㊦ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 ※未支給年金請求のみ大和支所で手続きができます。 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
6 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3012
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方 又は総合事業対象者 〔負担割合証/ 負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 など〕	あいばーく光 窓口 ㊦ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
8 身体障害者手帳等の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス等の各受給者証	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
9 児童手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
10 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度	* お子様や、制度の助成を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
11 児童扶養手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいばーく光 窓口 ㊦ こども家庭課 家庭相談係 ☎0833-74-3006
12 新母子家庭見舞金支給制度 ※死別により、新たに母子家庭となられたご家庭のうち、中学生までのお子様がいる場合、見舞金が支給されます。	●世帯全員の住民票及び除票(省略なしのもの) ●申請者(お母様)名義の通帳	あいばーく光 窓口 ㊦ こども家庭課 家庭相談係 ☎0833-74-3006
13 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納または名義変更の手続き	●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ▲ナンバープレート ※返納する場合のみ必要 ※名義のみ変更する場合は、ナンバープレートを持参する必要はありません。	本庁1階 窓口 ㊦ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
14 納税義務者変更届／未登記家屋の所有者変更届	* 死亡した年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合は「納税義務者変更届」、亡くなられた方が所有する未登記家屋がある場合は「所有者変更届」が必要になります。 ●戸籍謄本等(続柄、相続等の確認をするため)	本庁1階 窓口 ㊦ 税務課 資産税係 ☎0833-72-1435 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
15 犬の飼い主の変更	●犬の登録鑑札 ▲動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の変更登録(飼い主がオンライン等で行います)	本庁1階 窓口 ㊦ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
16 水道の利用者変更や使用中止	* 電話でご連絡ください。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
17 下水道の利用者や人数の変更、使用中止	<水道水で下水道を使用されている方> * 16の手続きにより、下水道の手続きも完了となります。 ※ただし、建物を解体される場合は、下水道課での手続きが必要です。 <井戸水で下水道を使用されている方> * 手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	本庁1階 窓口 ㊦ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
18 市営墓地使用者の承継届(西部墓園、大和あじさい苑)	●承継者の世帯全員の住民票(本籍地が記載されたもの) ●承継者の戸籍謄本等(死亡者と承継者との続柄を確認するため) ●墓地使用許可証 ※亡くなられた方の遺骨を市営墓地の墓に納骨される場合は『死体(死胎)火葬許可証』を提出してください。	本庁1階 窓口 ㊦ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
19 市営住宅の家族異動届	●世帯全員の住民票 ▲請書(名義人が死亡した場合) ※退去の手続きが必要な場合があります。	本庁2階 建築住宅課 住宅係 ☎0833-72-1566
20 森林の土地の所有者届	* 相続等により森林の土地を新たに取得した方は届出が必要です。 * 詳細は電話でお問い合わせください。	本庁2階 農林水産課 耕地林務係 ☎0833-72-1509
21 農地の所有者届	* 相続等により農地を新たに取得した方は、相続登記完了後に届出が必要です。 * 詳細は電話でお問い合わせください。	本庁2階 農業委員会事務局 ☎0833-72-1502